

【高等学校等在学時貸与】

令和3年度 佐渡市奨学生募集要項

佐渡市教育委員会

佐渡市奨学金は、貸与により教育の機会均等を図り、本市の発展に資する有能な人材を育成するとともに、将来にわたる定住を促すことを目的としています。

1 応募資格(次のすべての要件を満たすことが必要です。)

① 令和3年度に次のいずれかの学校に在学している。(進学希望を含む。)
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)
② 本市に住所を有している。
※ 本人が進学のために転出した場合は、転出直前まで本市に住所を有する世帯に属していたこと。また、転出後も当該世帯が引き続き本市に住所を有していること。
② 経済的な理由により修学が困難である。
本人の属する世帯の家計支持者の認定所得金額(令和元)年の所得を基に計算)が「奨学生所得基準」(4ページ)に定める基準額以下であること。(家族構成は提出日現在のもの)

※ 生活保護受給世帯の方については、事前に社会福祉課援護係へご相談ください。

2 他の奨学金制度との併用

佐渡市医療技術者奨学資金貸与制度との併用はできませんが、日本学生支援機構や新潟県、その他民間の奨学金との併用は可能です。

3 貸与の金額と期間

(1) 奨学金は無利子です。

区 分	金 額
高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)	月 額 15,000 円 一時金 100,000 円(希望により入学年度のみ)

(2) 奨学金の貸与期間は、在学する学校における最短修学期間とします。

(3) 高等学校在学中に貸与を受けた方がその後大学等へ進学する際に貸与を受けることは可能です。(最長9年)

【例】 高校3年間+大学6年間(医学部系)、高校3年間+専修2年間+大学4年間

4 連帯保証人(2人必要です。)

1人目	保護者(本人が未成年の場合)	父母又はこれに代わる方(本人が成年の場合)
2人目	令和3年4月1日現在において、独立の生計を営む(別世帯の)65歳未満の成年の方(1人目が本市在住の場合は、2人目は本市以外に在住する方も可能。)	

5 提出する書類

① 奨学金受給希望申出書(様式第1号)	連帯保証人記載欄を除き、申請者が記入する。
② 奨学金貸与計画書(様式第2号)	初回の貸与金額は書類提出後に変更できない。
③ 奨学金返還計画書(様式第3号)	
④ 世帯全員の「令和2年度」所得・課税・扶養証明書(市役所本庁・支所・行政サービスセンターで発行)	義務教育中の児童・生徒、所得のない学生分は不要。

6 募集期間 令和2年11月2日(月)～12月28日(月) **必着**

7 提出先 佐渡市教育委員会 学校教育課 学事係

※ 提出書類の不備が多くなっていますので、十分に確認のうえ余裕を持って提出してください。**期限間近に郵便等で送る場合は、事前に電話連絡をお願いします。**

8 募集人数 予算の範囲内

9 選考結果の通知

令和3年2月10日(水)頃までに選考結果を通知します。

10 貸与までの流れ

(1) 誓約書及び貸与申請書等の提出

奨学金受給予定者として認定された方は、期限(令和3年4月下旬)までに①から④までの書類を提出してください。(令和3年3月中旬までに①から③までの書類を送付します。)

- ① 奨学金貸与申請書
- ② 誓約書…連帯保証人の実印の押印及び印鑑証明書の添付が必要。
- ③ 口座振替申込書…奨学金の振込先は、原則、奨学生本人名義の口座とする。
- ④ 在学証明書、生徒手帳の写し等…令和3年4月1日以降の在学を証明するもの。

(2) 貸与の決定及び通知

令和3年5月中旬までに貸与の決定について通知します。

(3) 奨学金の交付時期

奨学金は1年分をまとめて令和3年5月末日までに届け出のあった口座に振り込みます。

11 貸与の終了

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を終了します。

- ① 在学しなくなった(卒業、退学)とき。
- ② 奨学金の貸与を辞退したとき。
- ③ 奨学生として適当でないと市長が認めたとき。

12 返還について

(1) 返還時期と返還回数(年数)

通常、貸与が終了した1年経過後から返還開始となります。返還月は毎年7月と1月です。
返還計画は奨学金受給希望申出の際に受給希望者本人が作成します。

【返還回数(年数)】

1回あたりの返還額が60,000円以上の定額で、最長20年の範囲内で本人が計画する。

返還額定額は第1回目から第6回目までとそれ以降で変更することができる。

【返還例】

学校	貸与総額	返還年数	1回あたりの返還額
高等学校(3年)(一時金を含む)	640,000円	5年	64,000円

(2) 即時返還

奨学金を返還すべき日から2年を経過しても返還しないときは、奨学生であった方又はその連帯保証人に対して、返還すべき額の全額について即時返還を求める場合があります。

13 返還の猶予及び免除

(1) 返還の猶予

引き続き進学したときや傷病その他特別な理由により返還が困難なときは、申請により返還が猶予されます。

また、奨学金の返還が免除される(2)②アの要件に該当する期間も、申請により返還が猶予されます。

(2) 返還の免除

① 返還を完了する前に死亡したときや障がいを残す負傷又は疾病を負ったときであって、返還が困難であると認められるときは、申請後の返還額を免除されます。

② 貸与が終了し、次のいずれにも該当するときは、申請により全額を免除されます。また、既に返還した奨学金があるときは、還付されます。

ア 学校を卒業したとき又は奨学金の貸与が終了したときから10年の期間内に継続して5年間、本市に住所を有し、かつ、就労していること。

イ 奨学金の返還を怠っていないこと。

ウ 市税等を滞納していないこと。

※ 返還の猶予及び免除にかかる「就労」については、本人が定住の意思を持ち、かつ、就労先が本市での就労を約束する場合に限ります。

<お問い合わせ>

佐渡市教育委員会 学校教育課 学事係 担当:中川 優子

〒952-8501 新潟県佐渡市両津湊198番地 (佐渡島開発総合センター1階)